



福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

上記研修会出席ご希望の方は、別紙にて12月4日までに当医師会事務局へお申し込みください。

平成30年度 一般科医・産業医のための心の健康対応力向上研修

1. 開 会

2. 挨拶

3. 講 義

【1日目】平成30年12月14日（金） 於：福岡県医師会館 5階大ホール

1) 「**基礎**」編 19:00～20:00 (CC20「不眠」1単位)

『うつ病を中心とした精神疾患の基礎』

講師：産業医科大学医学部精神医学教室 助教 富 永 裕 崇 先生

2) 「**診断・治療**」編 20:00～21:00 (CC69「不安」1単位)

『うつ病の鑑別・治療』

講師：産業医科大学医学部精神医学教室 助教 関 一 誠 先生

【2日目】平成30年12月20日（木） 於：福岡県医師会館 5階大ホール

1) 「**連携**」編 19:00～20:00 (CC69「不安」1単位)

『うつ病の初期対応と連携方法』

講師：九州大学病院精神科神経科 講師 中 尾 智 博 先生

2) 「**実践**」編 20:00～21:00 (CC20「不眠」1単位)

『一般外来でのうつ病患者の早期発見・早期介入のコツを学ぶ：メンタルヘルス・ファーストエイドの活用』

講師：九州大学病院精神科神経科 講師 加 藤 隆 弘 先生

4. 閉 会

小郡三井医師会宛（締切12月4日（火））

FAX 7 3 - 1 5 5 9

【受講予定者名簿】

【別 紙2】

平成30年度 一般科医・産業医のための心の健康対応向上研修

△と き 平成30年12月14日（金） 19：00～21：00

△ところ 福岡県医師会館

△と き 平成30年12月20日（木） 19：00～21：00

△ところ 福岡県医師会館

例

整理 番号	医籍登録番号	氏名	フリガナ（全角カナ）	所属	生年月日	認定産業医	受講希望日	
1	111111	日医 太郎	ニチイ タロウ	日本医師会医院	1999/01/01	○	12月14日	12月20日
1								
2								
3								
4								
5								

向精神薬長期処方に関連する研修について

1. 本研修会に参加されると、1日の受講で日本医師会生涯教育講座2単位（CC：20「不眠」・69「不安」各1単位）が取得でき、全国医師会研修管理システム（生涯教育制度）に登録されるとともに、1日目、2日目ともに本研修の受講証明書を配布いたします。（医師のみ）
2. 本研修2日間のうち、いずれか1日のみの受講で標記研修の要件を満たすことになります。（両日受講いただく必要はありません。）

※福岡県知事よりの「一般科医・産業医のための心の健康対応力向上研修 修了証書」及び「日本医師会 かかりつけ医機能研修（応用研修1単位）」には2日間ともの受講が必要です。（前ページ参照）

3. 届出は不要ですが、指導等に備えて下記のいずれかを保管してください。

①当日配布する本研修の受講証明書

②日本医師会生涯教育講座のどのカリキュラムコードを取得したかが分かるもの

※所属の各都市医師会若しくは福岡県医師会に照会いただければ、「生涯教育講座 受講証明書」を発行いたします。

※全国医師会研修管理システム（生涯教育制度）への登録には時間を要する場合があります。

参考1 【平成30年4月版 医科点数表の解釈 661p】

(1)「2」（＝向精神薬多剤投与以外の内服薬多剤投与／処方料29点、処方箋料40点）において、「不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して1年以上継続して別に厚生労働大臣が定める薬剤の投薬を行った場合」とは、薬効分類上の抗不安剤、催眠鎮静剤、精神神経用剤又はその他の中枢神経系用薬のいずれかに該当する医薬品のうち、ベンゾジアゼピン受容体作動薬を1年以上にわたって、同一の成分を同一の1日当たり用量で連続して処方している場合（以下「向精神薬長期処方」という）をいう。なお、定期処方と屯服間の変更については、同一の1日当たり用量には該当しない。また、以下のいずれかに該当する医師が行った処方又は当該処方の直近1年以内に精神科の医師からの助言を得て行っている処方については、向精神薬長期処方に該当せず、「3」（＝処方料42点、処方箋料68点）を算定すること。

ア 不安又は不眠に係る適切な研修を修了した医師であること。

イ 精神科薬物療法に係る適切な研修を修了した医師であること。

(2) 向精神薬長期処方に係る処方期間の算出は、平成30年4月1日以降に行う処方を対象とする。

参考2 【疑義解釈その1 問171】

不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して1年以上継続してベンゾジアゼピン受容体作動薬の投薬を行った場合に算定する処方料・処方箋料について、「不安又は不眠に係る適切な研修」及び「精神科薬物療法に係る適切な研修」とはそれぞれ何を指すのか。

(答)「不安又は不眠に係る適切な研修」については、現時点で日本医師会の生涯教育制度における研修（「日医eラーニング」を含む。）において、カリキュラムコード69「不安」又はカリキュラムコード20「不眠」を満たす研修であって、プライマリケアの提供に必要な内容含むものを2単位以上取得した場合をいう。

「精神科薬物療法に係る適切な研修」については、現時点で日本精神神経学会又は日本精神科病院協会が主催する精神科薬物療法に関する研修をいう。ただし、精神科の臨床経験5年以上を有する状態で受講した場合のみ該当すること。